

東北大学片平特高変電所外受配電設備点検業務 入 札 説 明 書

国立大学法人東北大学
令和 5 年 4 月

この入札説明書は、国立大学法人東北大学会計規程、国立大学法人東北大学契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）、国立大学法人東北大学契約基準（以下「契約基準」という。）、本件調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- | | | |
|-------------|---|------|
| (1) 業務件名 | } | 別記の1 |
| (2) 業務の実施場所 | | |
| (3) 業務実施期間 | | |

2 競争加入者に必要な資格

- (1) 契約事務取扱細則第6条及び第7条に規定される次の①及び②の事項に、該当しない者であること。
- ①未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。
- ②以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があつた後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
- ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 前各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者
- ③ただし、本学において、財務及び会計に関する事務を総括する理事（以下「本学理事」という。）が必要と認めた場合は、上記②のア～カに該当する者であっても競争に参加することができるものとする。
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人東北大学の競争参加資格のいずれかにおいて、令和5年度の東北地域における「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (3) 平成20年度以降に元請として実施・完了した、設備容量10,000kVA以上の特別高圧受変電設備の年次点検を3件以上実施した実績があること。
- (4) 業務責任者として、設備容量10,000kVA以上の特別高圧受変電設備の年次点検を3件以上実施した経験を有する者を配置できること。
- (5) 文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3 入札保証金 免除する。

4 入札書の提出場所等

- (1) 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者」という。）は、仕様書、図面及び別紙様式の契約書案を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合には、関係職員に説明を求めることができる。
- (2) 競争加入者は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。
- (3) 入札場には、競争加入者以外の者は入場することができない。ただし、理事が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (4) 競争加入者は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。
- (5) 競争加入者は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。

- (6) 競争加入者は、理事が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- (7) 入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。
 - ア. 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
 - イ. 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合した者。
- (8) 競争加入者は、別紙様式による入札書を使用すること。
- (9) 競争加入者は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙による入札書を提出しなければならない。
 - ア. 業務名
 - イ. 入札金額
 - ウ. 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
 - エ. 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本通貨による表示に限る。
- (11) 競争加入者は、入札書を作成し、当該入札書を封書に入れ、かつ、その封皮に入札の件名、競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時までに入札書の提出場所に持参又は郵送（簡易書留等の配達記録が残るものに限る。）にて提出すること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (12) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、競争加入者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (13) 競争加入者は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (14) 開札場所及び日時は、別記の5のとおりとする。
- (15) 競争加入者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。
- (16) 競争加入者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (17) 理事は、競争加入者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は廃止することがある。
- (18) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (19) 開札は、競争加入者が出席して行う。この場合において、競争加入者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (20) 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格のないときは、再度入札を行うものとする。

5. 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 業務名及び入札金額のない入札書
- (3) 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 業務名に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していない入札書
- (8) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

6. 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序をみだすこととなるおそれがあるといちじるしく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上であるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれを代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者が理事の定める期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

7. 契約保証金

納付。ただし、発注者を被保険者とする履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。（契約金額の100分の10以上。）

8. 契約書の作成

- (1) 落札者は、本学理事から交付された契約書(案)に記名押印し、落札決定の日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、本学理事が定めた期日まで)に契約書の取り交しを行うこと。
- (2) 本学理事が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9. 支払いの条件

請負代金は、各回業務完了後に3回払いとする。

10. 契約条項

別紙契約書(案)及び役務提供請負契約基準による。

別 記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 東北大学片平特高変電所外受配電設備点検業務
- (2) 業務実施場所 東北大学施設部の指定する場所
- (3) 業務実施期間 令和5年6月1日(木)から令和8年3月31日(火)まで

2. 競争加入者に必要な等級

- (1) 各省各庁の全調達機関において有効な統一資格又は東北大学競争参加資格において令和5年度に東北地域における「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 平成20年度以降に元請として実施・完了した、設備容量10,000kVA以上の特別高圧受変電設備の年次点検を3件以上実施した実績があること。
- (3) 業務責任者として、設備容量10,000kVA以上の特別高圧受変電設備の年次点検を3件以上実施した経験を有する者を配置できること。

3. 参加申請場所及び期限

(場所) 東北大学施設部計画課契約・監理室契約・監理係

(日時) 令和5年5月12日(金) 15時00分

なお、参加申請の際には、次の書類を提出すること。

①参加申請書(様式1)

②競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

■上記2(1)を確認するための書類(通知書の写し) 1部

■上記2(2)を確認するための書類

(契約書の写し及びその内容を確認できる仕様書等) 1部

■業務責任者経歴書(様式2)および上記2(3)を確認できる書類

(契約書の写し及びその内容を確認できる仕様書等) 各1部

■会社組織の概要を示す書類(会社案内、会社組織図、体制図) 1部

③参考見積書(様式自由) 1部

※郵送可。ただし、令和5年5月12日(金)15時00分までに必着とし、簡易書留等の配達記録が残る方法を利用すること。

4. 入札書の提出場所及び受領期限

(場所) 東北大学施設部計画課 契約・監理室 契約・監理係

(日時) 令和5年5月23日(火) 15時00分

※郵送可。ただし、令和5年5月23日(火)15時00分までに必着とし、簡易書留等の配達記録が残る方法を利用すること。

5. 開札場所及び日時

(場所) 東北大学施設部会議室

(日時) 令和5年5月24日(水) 10時00分

様式 1

令和 年 月 日

国立大学法人東北大学

理 事 植 木 俊 哉 殿

(提出者)

【住所】

【法人等名】

【代表者等氏名 印】

参 加 申 請 書

業 務 名 東北大学片平特高変電所外受配電設備点検業務

上記業務に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

1. 入札説明書別記 3 に定める書類

業務責任者経歴書

住 所
氏 名
生 年 月 日 昭和・平成 年 月 日 (歳)
資 格
実務経験年数

○業務責任者として、設備容量10,000kVA以上の特別高圧受変電設備の年次点検を 3 件以上実施した経験
(※記載内容を確認できる書類を添付すること)

業 務 名	発 注 者 名	業 務 期 間	金 額	従 事 役 職